

奈良県告示第四百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
野迫川村北今西（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び野迫川村役場総務課
野迫川村北股（〇〇八）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び野迫川村役場総務課
野迫川村中（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び野迫川村役場総務課
野迫川村中（〇〇四）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び野迫川村役場総務課
野迫川村弓手原（〇〇一）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び野迫川村役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及

び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。